

議案第 87 号

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例中一部改正の件

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 2 年 3 月 3 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、第32号を削り、次の2号を加える。

(31) 芽室町小規模事業者持続化補助金

(32) 芽室町人材確保対策活動助成金

別表第2項中第6号の次に次の1号を加える。

(7) 農村部高齢者交通確保対策助成事業に関すること。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

行政サービス等特別措置対象事業の廃止及び追加により、本条例の一部を改正しようとするものであります。

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目</p> <p>(1)～(18) 一略一</p> <p><u>(19) 排水設備改造資金貸付に関すること。</u></p> <p><u>(20) 生活環境改善設備資金貸付に関すること。</u></p> <p><u>(21) 飲用井戸水水質検査に関すること。</u></p> <p><u>(22) 敬老祝金の贈呈に関すること。</u></p> <p><u>(23) 就農研修者受入滞在指導助成金に関すること。</u></p> <p><u>(24) 畜産経営安定化対策特別資金利子補給金に関すること。</u></p> <p><u>(25) 家畜衛生検査助成金に関すること。</u></p> <p><u>(26) 私立高等学校生徒授業料補助に関すること。</u></p> <p><u>(27) 総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関すること。</u></p> <p><u>(28) 公式ホームページバナー広告掲載に関すること。</u></p> <p><u>(29) 子育て世帯新生活応援奨励に関すること。</u></p> <p><u>(30) 中古住宅購入新生活応援奨励</u></p> <p><u>(31) 芽室町小規模事業者持続化補助金</u></p> <p><u>(32) 芽室町人材確保対策活動助成金</u></p> <p>2 特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目</p> <p>(1)～(18) 一略一</p> <p><u>(19) 私立幼稚園奨励費に関すること。</u></p> <p>(20) 排水設備改造資金貸付に関すること。</p> <p>(21) 生活環境改善設備資金貸付に関すること。</p> <p>(22) 飲用井戸水水質検査に関すること。</p> <p>(23) 敬老祝金の贈呈に関すること。</p> <p>(24) 就農研修者受入滞在指導助成金に関すること。</p> <p>(25) 畜産経営安定化対策特別資金利子補給金に関すること。</p> <p>(26) 家畜衛生検査助成金に関すること。</p> <p>(27) 私立高等学校生徒授業料補助に関すること。</p> <p>(28) 総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関すること。</p> <p>(29) 公式ホームページバナー広告掲載に関すること。</p> <p>(30) 子育て世帯新生活応援奨励に関すること。</p> <p>(31) 中古住宅購入新生活応援奨励</p> <p><u>(32) 子育て世帯親子近居等奨励</u></p> <p>2 特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目</p>

改正案	現 行
<p>(1) 人材育成事業に関すること。 (2) 重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関すること。 (3) 各種検診料（特定健診を除く。）の助成に関すること。 (4) 妊婦健康診察費助成に関すること。 (5) 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関すること。 (6) 子ども医療費の助成に関すること。 (7) <u>農村部高齢者交通確保対策助成事業に関すること。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(1) 人材育成事業に関すること。 (2) 重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関すること。 (3) 各種検診料（特定健診を除く。）の助成に関すること。 (4) 妊婦健康診察費助成に関すること。 (5) 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関すること。 (6) 子ども医療費の助成に関すること。</p>